

学則

学校法人 東洋学園
専門学校 東洋公衆衛生学院

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、学校教育法、診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律に基づき、医療界における診療協力部門技術者及び医療保健施設における業務従事者の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、専門学校東洋公衆衛生学院という。

(所在地)

第3条 本学院の位置を、東京都渋谷区本町6丁目21番7号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、かつ社会的使命を達成するため、本学院における教育活動の状況について、常に自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員、休業日

(課程)

第5条 本学院の課程、学科、修業年限、定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	臨床検査技術学科	3年	40名	120名
医療専門課程	診療放射線技術学科	3年	74名	222名

(学年、学期)

第6条 本学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、学期を次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本学院の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開校記念日 3月15日

(4) 春季休業日 3月21日から4月10日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月26日から1月9日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがあり、また、春夏他の休業日を変更することがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程の授業履修単位数、時間数、教職員組織等

(教育課程の編成、授業履修単位数、時間数)

第8条 本学院の授業科目は、基礎分野・専門基礎分野・専門分野に分け、別に定める教科目により編成し、必要な単位を履修するものとする。

2 本学院の教育課程別の授業履修単位数、時間数は、別表のとおりとする。

(単位制度)

第9条 本学院は、単位制度を実施し、単位数、時間数は、別に定める基準によるものとする。

(学習評価、単位の認定)

第10条 学習評価及び認定については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第11条 大学、短期大学または他の専修学校等において、既に履修した科目を本人からの申請に基づき、履修審査委員会において、審査の上、本学院の教育内容に相当すると認められた場合は、学院長がその履修科目を認定する。

2 次の各号に定める学修の要件を満たす者については、履修審査委員会において、審査の上、学院長がその履修を認定する。

(1) 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認めたもの

(2) 大学の専攻科における学修

(3) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

3 第1項における履修審査委員会については、別に定める。

(始業及び終業の時刻)

第12条 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前 9時00分 から 午後 4時10分 まで

(教職員組織)

第13条 本学院に次の教職員を置く。

(1) 学院長 1名

(2) 専任教員

臨床検査技術学科 6名以上

診療放射線技術学科 9名以上

(3) 兼任教員 50名以上

(4) 事務職員 5名以上

(5) 校医 1名

第4章 入学、休学、退学、編入、進級、卒業等

(入学資格)

第14条 本学院の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校、もしくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年間の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設で当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (8) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(出願手続)

第15条 本学院に入学をしようとする者は、本学院所定の入学願書その他の書類に第24条に定める入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。ただし、推薦入学希望者は、前記書類のほか出身学校長の推薦書を添付し、出願しなければならない。

(入学許可)

第16条 前条の手続を終了した者に対して、入学試験を行い、入学者を決定する。

(入学手続)

第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人2名を定め、次の書類を提出するとともに、所定の納入金を納入しなければならない。

- (1) 誓約書（用紙は本学院で交付する）
- (2) 住民票
- (3) 写 真 学生証用 1枚（縦3cm×横2.5cm）
学籍簿用 1枚（縦3cm×横2.5cm）
写真台帳用 1枚（縦3cm×横2.5cm）

2 前項について、所定の期日までに入学手続をしない者については、入学資格を取り消す。

(休 学)

第18条 本人が病気その他やむを得ない事由のため、出席することができなく休学しようとするときは、所定の書類にその事由を記載し、必要書類を添え学院長に願い出て許可を受けなければならない。

2 休学は、3ヵ月以上1年以内とし、それ以上の休学は認めない。

(復 学)

第19条 前条の規定により、休学中の学生が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を記載し、必要書類を添え学院長に願い出て許可を受けなければならない。

(退 学)

第 20 条 本人が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を記載し、必要書類を添え
学院長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 21 条 学院長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 同一学年の在学年限が 2 年を超えた者。ただし、休学その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 第 18 条の第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(編 入)

第 22 条 本学院の当該学科の学年に欠員がある場合に限り行うことで、本学院に編入をしようとする者が、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、大学に入学することができる者で、それぞれ必要な知識及び技能を修得していると編入審査委員会が認め、かつ、編入審査委員会が行う編入試験に合格し、学院長の許可を得なければならない。

2 前項の編入審査委員会については、別に定める。

(進級、卒業の認定ならびに資格)

第 23 条 その学年における所定の学科の履修単位数をすべて修得した者は、進級することができる。

- 2 第 10 条の規定により、授業科目を履修した者に対して成績考査を行い、所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。
- 3 前項により、医療専門課程の臨床検査技術学科ならびに診療放射線技術学科を修了した者には専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(聴講生)

第 24 条 本学院における一部の科目を選択履修しようとする者は、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することができる。

2 前項の聴講生の細目については、別に定める。

第 5 章 入学検定料、入学金、授業料、その他

(入学検定料、入学金、授業料、その他)

第 25 条 入学検定料、入学金、授業料、その他の納入金は、次のとおりとする。

学科名	①入学検定料	②入学金	③授業料 (年額)	④実習費 (年額)
臨床検査技術学科	25,000	200,000	700,000	500,000
診療放射線技術学科	25,000	200,000	700,000	500,000

- 2 入学金は、入学時に、授業料その他の納入金は所定の期間内に一括納入しなければならない。ただし、授業料及び実習費については、所定の手続を経て、前期、後期の 2 回に分けて納入することができる。

- 3 推薦入学試験合格者の場合、一旦納入した入学金、授業料、その他の納入金は、返還しない。
- 4 一般入学試験合格者の場合、所定の期日までに入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金以外の納入金を返還する。
- 5 授業料その他の納入金を滞納する者は、完納後でなければ試験を受けることができない。
- 6 授業科目の履修認定を受けた学生の授業料その他の納入金は、減免しない。
- 7 休学を許可された者は、当該年度の休学在籍料を除く授業料、その他の納入金を免除する。休学在籍料は、当該学生の年間 240,000 円（半期 120,000 円）とし、休学時にのみ徴収する。
- 8 前項の規定に限らず、前期は 4 月 1 日を、後期は 10 月 1 日を越えて休学を許可された者については、それぞれ前期、後期の授業料その他の納入金は、減免しない。また、学期の途中より復学した者については、それぞれの学期の授業料その他の納入金は徴収しない。
- 9 停学期間中の授業料その他の納入金は、減免しない。

(氏名、住所の変更)

第 26 条 学生は、氏名及び住所に変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、速やかに学院長に届け出なければならない。

(健康診断)

第 27 条 学生は、年 1 回健康診断を受けなければならない。

第 6 章 保 証 人

(保証人)

- 第 28 条 第 17 条に定める保証人 2 名の内 1 名は、1 親等の親族、またはこれに準ずる者とする。
- 2 保証人は、保証する学生の身上及び授業料の納付について、連帶してその責任を持つものとする。
 - 3 学生は、保証人が欠け、または保証人を変更するときは、所定の用紙に保証人 2 名を連署し、速やかに学院長に届け出なければならない。
 - 4 学生は、保証人の氏名及び住所に変更があった場合は、所定の用紙に必要事項を記載し、速やかに学院長に届け出なければならない。

第 7 章 賞 罰

(褒 賞)

第 29 条 成績優秀にして、他の模範となる者及び学生として表彰に値する行為があった者は、これを褒賞することができる。

(懲 戒)

- 第 30 条 学生がこの学則その他本学院の定める諸規則を守らず、学生としての本分に反する行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 次に該当する者には、退学を命ずることができる。
 - (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 正当な理由なく、出席が正常でない者
 - (3) 性行不良、その他本学院の秩序をみだし、学生の本分に反する行動があると認められた者

附 則

- 1 この学則は平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則に必要な細則は学院長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年度については各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計
医療専門課程	臨床検査技術学科	40 名	80 名	80 名	200 名
医療専門課程	診療放射線技術学科	74 名	37 名	37 名	148 名
	計	114 名	117 名	117 名	348 名

3 第 5 条の規定にかかわらず、平成 22 年度については各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計
医療専門課程	臨床検査技術学科	40 名	40 名	80 名	160 名
医療専門課程	診療放射線技術学科	74 名	74 名	37 名	185 名
	計	114 名	114 名	117 名	345 名

附 則

- 1 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

履修方法、進級・卒業認定細則

(目的)

第1条 本細則は、学則第9条及び第10条に基づき本学院において履修する授業科目の単位制度、学習評価及び単位認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学院において履修する授業科目は、学則第8条に定めるところによる。

(授業時間)

第3条 授業時間は、1时限90分を基本とし、授業科目の単位の算定にあたっては、これを2単位時間とする。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目の単位の計算方法は、1単位は45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。

- 2 講義、演習及び特論については、15～30時間をもって1単位とする。
- 3 実習については、30～45時間をもって1単位とする。
- 4 臨地実習又は臨床実習は45時間をもって1単位とする。

(授業の出席)

第5条 每授業に出欠席をとる。講義、演習及び特論については3分の2以上、実習(臨地実習及び臨床実習も含む。)については5分の4以上出席しなければ単位は認められない。

- 2 授業科目において、遅刻又は早退が3回に及ぶときは、当該授業科目を1回欠席したものとみなす。

(成績の査定)

第6条 授業科目の履修成績を査定するため、試験を行う。

- 2 試験は、学期試験（中間・期末）、卒業総合試験及び模擬試験とする。
- 3 成績は、各科目100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 授業科目の成績評価は、上位よりS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下不可）の5段階をもって表記する。なお、単位認定科目はNと表記する。

(受験資格)

第 7 条 次の各号に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 第 5 条第 1 項に該当する者
- (2) 授業料等の学費の滞納中の者
- (3) 学則その他の規則に反し、懲戒を受けている者

(追試験)

第 8 条 疾病その他やむを得ない事情のため試験に欠席した者に対して、追試験を行うことができる。追試験を希望する者はその事由を所定の欠席届に添えて速やかに提出しなければならない。

- 2 追試験は所定の手数料を納入しなければならない。
- 3 追試験は 80 点を上限とし、その成績の査定の資料とする。

(再試験、再々試験)

第 9 条 不合格の科目について再試験を行うことができる。

- 2 再試験に不合格の場合、原則として再々試験は行わない。ただし、疾病等やむを得ない事情により再試験を受けられなかつた者に対して、再々試験を行うことができる。
- 3 再試験は所定の手数料を納入しなければならない。
- 4 再試験の合格者の評点は一律 60 点とする。

(答案の返却)

第 10 条 答案は原則として返却しない。

(進級査定委員会)

第 11 条 学則第 23 条第 1 項に規定する進級査定を行うため進級査定委員会を置く。

- 2 進級査定委員会は、学院長、両学科長で構成する。

(進級査定委員会の任務)

第 12 条 進級査定委員会は、第 1 学年及び第 2 学年の進級を査定する。

(進級査定基準)

第 13 条 進級査定基準は、次のとおりとする。

- 2 学則第 23 条の規定により、その学年における所定の授業科目の履修単位数をすべて修得した者は、進級することができる。
- 3 学期試験（中間・期末）において、当該学年の総授業科目（履修科目免除がある場合は免除科目及び臨床実習を除いた総授業科目）のうち、不合格科目数が 3 分の 1 を超えた者は、進級することができない。

- 4 前項により進級を認められなかった者で、当該学年の評価の平均点数が 60 点を超えている場合は、協議の上再試験を行うことができる。
- 5 臨床実習の単位を取得できない者は進級することができない。

(卒業認定委員会)

- 第 14 条 学則第 23 条第 2 項に規定する卒業認定を行うため卒業認定委員会を置く。
2 卒業認定委員会は、学院長、両学科長で構成する。

(卒業認定委員会の任務)

- 第 15 条 卒業認定委員会は、第 3 学年の卒業を認定する。

(卒業認定基準)

- 第 16 条 卒業認定基準は、次のとおりとする。
- 2 3 学年の総単位数（臨床検査技術学科では 100 単位、診療放射線技術学科では 102 単位）を取得し、かつ卒業総合試験に合格した者について模擬試験の成績等を総合的に判定の上、卒業を認定する。
 - 3 学期試験（期末）において、総授業科目（履修科目免除がある場合は免除科目及び臨地実習並びに臨床実習を除いた総授業科目）のうち、不合格科目数が 3 分の 1 を超えた者は、卒業することができない。
 - 4 前項により卒業が認定されなかった者で、当該学年の評価の平均点数が 60 点を超えている場合は、協議の上再試験を行うことができる。
 - 5 臨地実習又は臨床実習の単位を取得できない者は卒業することができない。

(原級)

- 第 17 条 進級査定あるいは卒業認定基準に満たない者は原級にとどまるものとする。
2 原級した場合、当該学年で取得した単位は無効とし、原級した学年のすべての授業科目を履修しなければならない。ただし、臨地実習及び臨床実習においては単位を認めることができる。

(臨地実習施設及び臨床実習施設の指定)

- 第 18 条 臨床検査技術学科の臨地実習施設及び診療放射線技術学科の臨床実習施設は、修得した科目の成績、能力、行状、現住所等を考慮して指定する。
2 指定された臨地実習施設又は臨床実習施設における出席状況、勤務成績、態度等が不良なため学院復帰を命ぜられた者については、当該年度の単位の修得は認めない。
3 前項について、正当な理由なくこれに応じないものに対しては、退学を命ずることができる。

(改廃)

第 19 条 この細則の改廃は、役員会の議を経て学院長が定めるものとする。

附則

この細則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この細則は、平成 29 年 1 月 11 日から改正施行する。

附則

この細則は、平成 29 年 11 月 6 日から改正施行する。ただし、第 6 条第 4 項は平成 28 年度新カリキュラムから適用する。

臨床検査技術学科 教育課程表

教育の内容		指定規則	科目名	授業形態	1年		2年		3年		計		
					単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基礎		化学	講義	3	60					3	60	
			物理学	講義	1	20					1	20	
			生物学	講義	2	40					2	40	
			数学	講義	2	40					2	40	
	人間と生活		心理学	講義	1	20					1	20	
			生命倫理学	講義	1	20					1	20	
			経済学	講義	1	20					1	20	
			科学史	講義	1	20					1	20	
			外国語	講義	2	60					2	60	
	小計						14	300				14	300
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	解剖学	講義	2	60					2	60	
			生理学	講義	2	60					2	60	
			生化学	講義	2	60					2	60	
			人体機能学実習	実習	2	60					2	60	
	医学検査の基礎と 疾病との関係	5	病理学	講義	2	60					2	60	
			免疫学	講義	1	30					1	30	
			微生物学	講義	1	30					1	30	
			薬理学	講義					1	20	1	20	
			寄生虫学	講義	1	30					1	30	
	保健医療福祉と 医学検査	4	保健医療福祉概論	講義	1	20					1	20	
			看護学	講義	1	20					1	20	
			公衆衛生学	講義			1	30			1	30	
			医療関係法規	講義					1	20	1	20	
	医療工学・情報科学	4	情報科学	講義	1	30					1	30	
			検査機器学	講義	1	30					1	30	
			医療工学概論	講義			1	20			1	20	
			検査機器実習	実習			1	30			1	30	
	小計						17	490	3	80	2	40	22

臨床検査技術学科 教育課程表

教育の内容		指定規則	科目名	授業形態	1年		2年		3年		計	
					単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
専門分野	臨床病態学	6	臨床検査医学	講義			2	60			2	60
			臨床検査医学演習	演習					2	60	2	60
			臨床病態学	講義	2	60					2	60
専門分野	形態検査学	9	病理検査学	講義			2	40			2	40
			病理検査学実習	実習			2	90			2	90
			血液検査学	講義	2	60					2	60
		9	血液形態検査学実習	実習			1	45			1	45
			血液検査学演習	演習					1	30	1	30
			病理検査学演習	演習					1	20	1	20
専門分野	生物化学分析検査学	11	凝固止血検査学実習	実習			1	45			1	45
			生物化学検査学	講義			2	60			2	60
			生物化学検査学実習	実習			2	90			2	90
			一般検査学	講義	1	30					1	30
			一般検査学実習	講義			1	45			1	45
			一般検査学演習	演習					1	30	1	30
			遺伝子検査学	講義			1	30			1	30
			遺伝子検査学実習	実習			1	45			1	45
			生物化学分析検査学演習	演習					2	60	2	60
			微生物検査学	講義	2	60					2	60
専門分野	病因・生体防御検査学	10	微生物検査学実習	実習			2	90			2	90
			免疫検査学	講義			1	30			1	30
			輸血・移植検査学	講義	1	30					1	30
			免疫検査学実習	実習			2	90			2	90
			微生物検査学演習	演習					1	30	1	30
			免疫検査学演習	演習					1	30	1	30
			画像検査学	講義			1	30			1	30
専門分野	生理機能検査学	9	画像検査学実習	実習			1	30			1	30
			循環生理機能検査学	講義			1	30			1	30
			呼吸生理機能検査学	講義			1	20			1	20
			神経・筋生理機能検査学	講義			1	30			1	30
			生理機能検査学実習	実習			2	90			2	90
			生理検査解析演習	演習					2	60	2	60
	医療安全管理学	1	医療安全管理学	講義					1	20	1	20
専門分野	検査総合管理学	7	検査精度管理学	講義					1	15	1	15
			臨床検査学実習	実習	1	45					1	45
			検査情報管理学	講義					1	15	1	15
			検査総合演習	演習					3	60	3	60
	臨地実習	7	検査運営管理学	講義					1	15	1	15
小計		60			9	285	27	990	28	895	64	2170
合計		95			40	1075	30	1070	30	935	100	3080

診療放射線技術学科 教育課程表

教育の内容	指定規則	科 目 名	授業形態	1年		2年		3年		計	
				単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基礎	物理学 I	講義	1	25					1	25
		物理学 II	講義	1	25					1	25
		化学 I	講義	1	25					1	25
		化学 II	講義	1	25					1	25
		生物学	講義	1	25					1	25
		数学 I	講義	1	25					1	25
		数学 II	講義	1	25					1	25
		統計学	講義			1	20			1	20
	人間の生活	心理学	講義			1	20			1	20
		社会福祉学	講義	1	25					1	25
		経済学	講義	1	25					1	25
		外国語 I	講義	1	25					1	25
		外国語 II	講義	1	25					1	25
		外国語 III	講義	1	25					1	25
小 計		14		12	300	2	40			14	340
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖学 I	講義	1	25					1	25
		解剖学 II	講義	1	25					1	25
		生理学	講義	1	25					1	25
		生化学	講義	1	25					1	25
		病理学	講義			1	20			1	20
		公衆衛生学	講義					1	20	1	20
		臨床医学	講義	1	25					1	25
		放射線薬理学	講義			1	20			1	20
		基礎医学大要	講義					1	20	1	20
		医学概論	講義	1	25					1	25
		基礎看護学	講義			1	20			1	20
		病院医療管理学	講義	1	25					1	25
		基礎医学大要特論	講義					1	20	1	20
		小 計	13		7	175	3	60	3	60	13
	保健医療福祉における理工学的基礎及び放射線の科学・技術	放射線物理学 I	講義	1	25					1	25
		放射線物理学 II	講義	1	25					1	25
		放射線物理学 III	講義			1	20			1	20
		放射線物理学 IV	講義					1	20	1	20
		放射化学 I	講義	1	25					1	25
		放射化学 II	講義			1	20			1	20
		放射化学 III	講義					1	20	1	20
		放射線生物学	講義			1	20			1	20
		放射線計測学	講義					1	20	1	20
		放射線計測学実習	実習					1	40	1	40
		放射線学基礎実習	実習	1	40					1	40
		電気工学 I	講義	1	25					1	25
		電気工学 II	講義	1	25					1	25
		電子工学	講義	1	25					1	25
		医用工学	講義					1	20	1	20
		医用工学実習	実習			1	40			1	40
		放射線物理学特論	講義					1	20	1	20
		放射化学特論	講義					1	20	1	20
		放射線生物学特論	講義					1	20	1	20
		放射線計測学特論	講義					1	20	1	20
		医用工学特論	講義					1	20	1	20
小 計		18		7	190	4	100	10	220	21	510

診療放射線技術学科 教育課程表

教育の内容	指定規則	科 目 名	授業形態	1年		2年		3年		計		
				単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
診療画像技術学		放射線撮影学 I (概論)	講義	1	25					1	25	
		放射線撮影学 II (一般)	講義	1	25					1	25	
		放射線撮影学 III (造影)	講義			1	20			1	20	
		放射線撮影学 IV (C T)	講義			1	20			1	20	
		診療画像技術学実習	実習			1	40			1	40	
		MR I 検査学	講義			1	20			1	20	
		超音波検査学	講義			1	20			1	20	
		画像解剖学 I (X線画像)	講義	1	25					1	25	
		画像解剖学 II (MR・超音波・眼底・RI画像)	講義			1	20			1	20	
		画像解剖学 III (画像診断領域)	講義					1	20	1	20	
		診療画像機器学 I	講義	1	25					1	25	
		診療画像機器学 II	講義	1	25					1	25	
		診療画像機器学 III	講義			1	20			1	20	
		診療画像機器学 IV	講義					1	20	1	20	
		診療画像機器学実習	実習			1	40			1	40	
		エックス線撮影技術学	講義					1	20	1	20	
		エックス線撮影技術学特論	講義					1	20	1	20	
		診療画像検査学	講義					1	20	1	20	
		診療画像検査学特論	講義					1	20	1	20	
		診療画像機器学特論	講義					1	20	1	20	
小 計				5	125	8	200	7	140	20	465	
専門分野	核医学検査技術学	核医学検査技術学概論	講義			1	20			1	20	
		核医学検査技術学	講義					1	20	1	20	
		放射性医薬品学	講義			1	20			1	20	
		核医学機器学	講義					1	20	1	20	
		放射線管理計測学	講義			1	20			1	20	
		核医学検査技術学特論	講義					1	20	1	20	
小 計						3	60	3	60	6	120	
放射線治療技術学		放射線治療技術学概論	講義			1	20			1	20	
		放射線治療技術学	講義					1	20	1	20	
		放射線腫瘍学	講義					1	20	1	20	
		放射線治療機器学	講義					1	20	1	20	
		放射線治療計測学	講義			1	20			1	20	
		放射線治療技術学特論	講義					1	20	1	20	
小 計						2	40	4	80	6	120	
医療画像情報学		医用画像学	講義	1	25					1	25	
		画像工学	講義			1	20			1	20	
		医用画像情報学	講義			1	20			1	20	
		画像情報学実習	実習			1	40			1	40	
		画像工学特論	講義					1	20	1	20	
		医用画像情報学特論	講義					1	20	1	20	
小 計				1	25	3	80	2	40	6	145	
放射線安全管理学		関係法規 I	講義			1	20			1	20	
		関係法規 II	講義					1	20	1	20	
		放射線管理学 I	講義	1	25					1	25	
		放射線管理学 II	講義			1	20			1	20	
		放射線安全管理学特論	講義					1	20	1	20	
小 計				1	25	2	40	2	40	5	105	
医療安全管理学		医療安全管理学	講義	1	25					1	25	
小 計				1	25					1	25	
臨床実習		臨床実習 I	実習			6	270			6	270	
		臨床実習 II	実習					4	180	4	180	
小 計						6	270	4	180	10	450	
合計				34	865	33	890	35	820	102	2575	